

改正

平成2年6月30日規則第53号の4

平成10年4月27日規則第17号

平成11年4月1日規則第14号

平成17年3月8日規則第24号

平成18年3月20日規則第35号

平成20年6月1日規則第58号

平成21年12月1日規則第80号

平成22年3月30日規則第31号

平成24年7月3日規則第45号

平成29年4月7日規則第32号

平成30年3月28日規則第9号

平成31年3月22日規則第22号

佐世保市心身障害者（児）福祉特別乗車証等交付規則

佐世保市心身障害者（児）福祉特別乗車証交付規則（昭和51年規則第49号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、心身障害者（児）の社会活動への積極的参加及び更生のため、させぼバス株式会社及び西肥自動車株式会社の共通の福祉特別乗車証（以下「乗車証」という。）並びに宇久福祉特別乗車証（以下「宇久乗車証」という。）、宇久観光バス株式会社のバス回数券（以下「回数券」という。）及び福祉交通交付金（以下「交付金」という。）を交付し、もつて心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「心身障害者（児）」とは、身体障害者（児）、知的障害者（児）又は精神障害者（児）で年齢満6歳以上の者をいう。

（対象者）

第3条 乗車証の交付を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記録されている心身障害者（児）で次の各号の一に該当する者とする。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に基づき、1級から3級まで及び4級で

下肢切断の身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳交付要綱(昭和52年長崎県告示第682号)の規定に基づき、療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定に基づき、1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 宇久乗車証の交付を受けることができる者は、宇久行政センター管内の心身障害者(児)で前項各号の一に該当する者とする。

3 第1項の乗車証と併せて回数券の交付を受けることができる者は、前項の宇久乗車証の交付を受けていない宇久行政センター管内の心身障害者(児)とする。

4 第1項の乗車証と併せて交付金の交付を受けることができる者は、次に掲げる区域の心身障害者(児)とする。

(1) 黒島支所管内

(2) 相浦支所管内 高島町

(交付申請)

第4条 乗車証の交付を受けようとする者は福祉特別乗車証交付(再交付)申請書兼受領書(以下「申請書」という。)を、宇久乗車証の交付を受けようとする者は宇久福祉特別乗車証交付(再交付)申請書を、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示のうえ市長に提出しなければならない。

2 回数券又は交付金の交付を受けようとする者は、回数券又は交付金交付申請書兼受領書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、第6条に規定する乗車証の通用期間満了に際し、乗車証の更新を受けようとする者については、乗車証の西肥自動車株式会社の所定の営業所への提示又は第8条に規定する乗車証の紛失の届出をもつて申請とみなす。

(交付)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し、第3条第1項又は第2項の規定に該当すると認めるときは乗車証又は宇久乗車証を交付し、第3条第3項又は第4項の規定に該当すると認めるときは回数券又は交付金を交付する。

2 乗車証、宇久乗車証、回数券及び交付金の交付方法並びに交付金の額については、市長が別に定める。

(通用期間及び通用区間)

第6条 乗車証の通用期間は、乗車証の交付を受けた日から当該日の属する月の翌月以後で最初の誕生日の属する月の末日までとし、通用区間は、させばバス株式会社の運行区間及び西肥自動車株式会社の運行区間（定期観光バスの運行区間及び高速バスの運行区間を除く。）のうち、本市及び佐々町を運行する区間とする。ただし、乗車する停留所及び降車する停留所のいずれかが、又はいずれもが本市内の停留所若しくは次に掲げる停留所でない場合の市外の区間を除く。

(1) 佐々バスセンター

(2) 水浦

2 宇久乗車証の通用期間は、毎年6月1日から翌年の5月31日までとし、通用区間は、宇久観光バス株式会社の通行区間とする。

(再交付申請)

第7条 乗車証又は宇久乗車証の交付を受けた者は、乗車証が汚損、破損等により著しく使用が困難となった場合又は災害等で滅失した場合若しくは紛失した場合には、申請書により再交付の申請をすることができる。

2 乗車証の再交付を受ける者は、西肥自動車株式会社に実費相当額として、1回の再交付につき200円を負担するものとする。

3 回数券の交付を受けた者は、災害等で滅失した場合を除き、再交付の申請をすることができないものとする。

(紛失等の届出)

第8条 乗車証若しくは宇久乗車証を紛失したとき、又は住所を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、回数券等についてはその限りでない。

(乗車証又は宇久乗車証の返還)

第9条 乗車証又は宇久乗車証の交付を受けた者が転出、死亡その他の都合により不要になったときは、本人又はその関係人は、直ちに乗車証又は宇久乗車証を市長に返還しなければならない。

(不正使用等の禁止)

第10条 市長は、乗車証又は宇久乗車証の交付を受けた者が次の各号の一に該当した場合は、乗車証又は宇久乗車証を返還させることができる。

(1) 乗車証又は宇久乗車証を故意に記名本人以外の者が使用したとき。

(2) その他乗車証又は宇久乗車証を不正に使用したとき。

2 交付を受けた回数券は、第三者に譲渡してはならない。

3 交付を受けた交付金は、公共交通の用以外に使用し、又は第三者に譲渡してはならない。

(委任)

第11条 この規則の実施について必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年6月30日規則第53号の4)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年4月27日規則第17号)

この規則は、平成10年6月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月8日規則第24号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日規則第35号)

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則 (平成20年6月1日規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成21年2月28日までの間に乗車証の交付を受けた者で、平成21年3月31日までに当該乗車証の通用期間が満了となるものについての改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項中「当該日の属する月の翌月以後で」とあるのは「平成21年4月以後で」とする。

附 則 (平成21年12月1日規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第31号)

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年7月3日規則第45号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成29年4月7日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の佐世保市心身障害者（児）福祉特別乗車証等交付規則第4条第1項の申請を行おうとする者は、この規則の施行前においても、その申請を行うことができる。

附 則（平成30年3月28日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第22号）

この規則は、平成31年3月24日から施行する。